

四街道市都市計画提案評価検討委員会設置要領

制定	平成30年12月	1日
改正	令和5年4月	1日
改正	令和6年4月	1日

(趣旨)

第1条 この要領は、四街道市都市計画提案評価検討委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の3に規定する都市計画決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）の判断を行うため、四街道市都市計画提案評価検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 都市計画法に基づく四街道市に対する計画提案について、都市計画の決定又は変更する必要の有無についての評価、判断に関すること。
- (2) 前号の評価、判断のために必要な事項に関すること。

(組織等)

第4条 委員会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

- (1) 会長は、都市部長をもって充てる。
- (2) 副会長は、都市部副参事をもって充てる。
- (3) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

ただし、会長は必要に応じて、その都度これらの者以外の者を指名し、委員会に参加させることができる。

- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は会長が招集し、その議長となる。

- (1) 委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (2) 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

危機管理監	経営企画部長	地域共創部長	環境部長	上下水道部長
政策推進課長	環境政策課長	産業振興課長	市街地整備課長	建築課長
下水道課長	都市計画課長			